

令和5年度 ECOチャレンジ応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市地球温暖化対策市民協議会（以下「市民協議会」という。）が脱炭素に寄与する市町民の行動の促進を目的として実施するECOチャレンジ応援事業の運営について必要な事項を定め、家庭部門の温室効果ガスの排出削減を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコアクション エコアクションに寄与する市町民の行動をいう。
- (2) エコチャレポイント エコアクションを実施することにより認定されるポイントをいう。
- (3) 交通系ICカード 福岡市高速鉄道乗車料金等条例(昭和56年福岡市条例第31号)第4条第6項に規定するICカード又は株式会社ニモカが定める「nimoca取扱規則」に規定する株式会社ニモカが発行する金銭的価値等を記録することができるICカード又は九州旅客鉄道株式会社がICカード乗車券取扱規則(平成21年2月九州旅客鉄道株式会社公告第11号)に基づいて発売するICカード乗車券をいう。
- (4) ポイント 福岡市高速鉄道ICカードポイント規程(平成21年2月26日交通事業管理規程第4号)第2条第5項に規定するポイント又は株式会社ニモカが定める「nimocaポイントサービス規則」の規定に従って付与されるポイント又は九州旅客鉄道株式会社が定める「JRキューポ取扱規則」の規定により付与されるポイントをいう。
- (5) 交通事業者 福岡市交通局、西日本鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいう。

(参加要件)

第3条 ECOチャレンジ応援事業への参加は世帯単位とし、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 福岡市内又は新宮町内の住居に居住している世帯であること。
- (2) 参加しようとする世帯にエコアクションに積極的に取り組む意欲があること。
- (3) 前条第3号に規定する交通系ICカードを所有していること。

(募集数)

第4条 ECOチャレンジ応援事業の募集数は、次の各号の市町において、当該各号に定める数を目安として募集する。

- (1) 福岡市 2,000世帯
- (2) 新宮町 300世帯

(募集期間)

第5条 参加世帯の募集は、令和5年5月8日から令和5年12月31日まで行う。

(参加申込)

第6条 ECOチャレンジ応援事業に参加しようとする世帯の代表者は、市民協議会の事務局である脱炭素社会推進課が公開するウェブサイトから参加申込みを行うか、ECOチャレンジ応援事業参加申込書(様式第1号。以下「参加申込書」という。)に必要事項を記載し市民協議会に提出することで申込みを行うものとする。

- 2 参加申込受付日は市民協議会に参加申込書が到着した日とする。

(参加の決定)

第7条 市民協議会は、前条の規定による参加の申込みがあったときは、当該参加申込書の記載事項を確認し、第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、参加の決定を行い、当該世帯の代表者に参加登録日等を通知する。

2 市民協議会は、参加世帯の代表者が第6条に規定する参加申込書に虚偽の事実を記載していた場合は、参加の決定を取り消すことができる。

(エコアクションの設定)

第8条 市民協議会は、ECOチャレンジ応援事業の対象となるエコアクション、そのエコアクション毎の認定資料およびエコチャレポイント数を設定し公表するものとする。

2 市民協議会は、事業開始後もエコアクションの追加、中止及びエコチャレポイント数の変更等を行うことがある。

(実施期間)

第9条 ECOチャレンジ応援事業の対象となるエコアクションの実施期間は、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの期間とする。

2 市民協議会は必要があると認めるものについては、前項の規定によらず、実施期間について別に定めることができる。

(エコアクションの実施)

第10条 参加世帯に属する者は、前条に規定する実施期間において、可能な限り積極的に第8条に規定するエコアクションを行うよう努めるものとする。

(エコチャレポイントの申請)

第11条 参加世帯の代表者は、第8条に規定するエコアクションを実施後、次の各号のいずれかにより別表1に定める期間に市民協議会に申請するものとする。

- (1) 電子申請システムによるエコアクション報告及び認定資料の提出
- (2) 電子メール、及びFAX、郵送によるエコアクション報告書及び認定資料の提出

(エコチャレポイントの付与)

第12条 市民協議会は、参加世帯の代表者が提出したエコアクション報告書兼ポイント申請書及び認定資料を審査し、速やかに参加世帯の代表者へエコチャレポイントを付与するものとする。

2 市民協議会は、付与エコチャレポイント等について別表1に定める期間終了後毎に参加世帯の代表者に通知するものとする。

3 市民協議会が付与するエコチャレポイントの上限を5,000ポイントとする。(家庭用燃料電池の購入、ヒートポンプ給湯器の購入、エコドライブ講習会の受講及び脱炭素キャンペーンにより付与されたエコチャレポイントを除く。)

(エコチャレポイントの交換)

第13条 参加世帯の代表者は前条で付与されたエコチャレポイントを、あらかじめ指定した交通系ICカードのポイントに交換することが出来る。

2 市民協議会は、参加世帯毎に認定したエコチャレポイントを参加世帯の代表者があらかじめ指定した交通系ICカードのポイントに付与するよう交通事業者に依頼するものとする。

3 交通事業者は、前項に規定するポイントの付与について、盗難、滅失等いかなる事由であっても、再度付与しない。

(ポイントの利用)

第14条 前条に規定するポイントは、参加世帯の代表者等がその有効期間内に当該交通ICカードを発行する交通事業者が定める方法でポイントチャージを行った場合に利用することができる。

2 前項に規定するポイントの有効期間は、当該交通ICカードを発行する交通事業者が定める規程等に従うものとする。

3 前項に規定する有効期間内に利用されなかったポイントは、当該有効期間が満了したときに、その効力を失うものとする。

(参加アンケートの提出)

第15条 参加世帯の代表者は、第9条に規定する実施期間終了後、市民協議会が別に定める参加アンケートを市民協議会に提出するよう努めなければならない。

(変更等の届出)

第16条 参加世帯の代表者は、以下の各号に該当したときは、遅滞なく、市民協議会に届け出なければならない。

(1) 第6条に規定する参加申込書の内容に変更が生じたとき。

(2) ECOチャレンジ応援事業への参加を辞退するとき。

(禁止事項等)

第17条 参加世帯に属する者は、ECOチャレンジ応援事業において、違法、不正その他不適当な行為を行ってはならない。

2 参加世帯に属する者が前項に該当する行為を行った場合、市民協議会は参加世帯の代表者に対して、付与したエコチャレポイントに相当する金額の返還を求めることができる。この場合において、参加世帯の代表者は返還の求めに応じなければならない。

(個人情報の取扱)

第18条 市民協議会は、ECOチャレンジ応援事業の運営において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第61条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

2 収集した個人情報は、市民協議会のほか、市民協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。

3 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年福岡市条例第8号)その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(広報啓発への協力)

第19条 参加世帯に属する者は、第1条に掲げる目的を達成するため、市民協議会が行うECOチャレンジ応援事業に関する市町民への広報啓発の取組みに対して、可能な範囲で積極的に協力しなければならない。

(免責)

第20条 市民協議会及び福岡市は、参加世帯に属する者にECOチャレンジ応援事業に関する行為により損害が生じたとしても、一切の損害を賠償する責めを負わない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ECOチャレンジ応援事業の運営について必要な事項は、市民協議会が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表1)

	エコチャレポイント申請期間	ポイント付与時期
第1回	令和5年 6月 1日～ 7月 31日	令和5年 9月上旬
第2回	令和5年8月 1日～11月 30日	令和5年12月上旬
第3回	令和5年12月 1日～ 1月 31日	令和6年 3月上旬